

コラム

1994年

酒税法改正により日本全国で「地ビール」が誕生する

1994（平成6）年4月、酒税法の改正により、ビールの製造免許をとるのに必要な最低製造量がそれまでの年間2,000KLから清酒と同じ60KLにまで引き下げられた。これにより、大手メーカーにしか許されていなかったビール製造が、各地の中小メーカーにも可能になり、日本全国で個性豊かな「地ビール」が誕生することになった。

この年の暮れ、北海道と新潟の2業者が「第1号」としてビール製造免許を得たのを皮切りに、全国各地で新規参入が相次ぎ、一時は全国で300か所もの地ビール製造所が誕生。できたての地ビールが飲める「地ビールパブ」や、さまざまな地ビールの飲み比べができるイベント、店なども登場し、空前の「地ビールブーム」となった。大手ビールメーカーも、こうした動きをビール業界に活気をもたらすものとして歓迎し、ノウハウの提供などを通じて、新規参入の支援を行ったのである。

その後、一時のブームは沈静化したものの、現在でも地ビールの製造を行う業者は全国で200以上。野菜や果物、ハーブなど地元の名産品を使用し、土産物として人気を集めているものも多い。地ビールの登場は、その個性豊かな味や香りを楽しむという、新たなビールの楽しみ方を定着させたといえるかもしれない。

← 戻る

コラム一覧へ →

令和4年11月9日（水）参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 NHK党 浜田聡

出典：SAKISIRU 2022年10月4日記事

SAKISIRU > 政局・政策 > “途上国レベル”の臨時国会に求める「1つだけ」の作業

政局・政策

“途上国レベル”の臨時国会に求める「1つだけ」の作業

政策の成果知る定量データがない異常



渡瀬 裕哉

国際政治アナリスト、早稲田大学公
共政策研究所招聘研究員

2022年10月04日 06:00

いいね! 20

シェアする

ツイート

Pocket

B!ブックマーク 0

コメント

0件

サマリー

- ✓ 渡瀬氏が臨時国会で政府や議員に「最低限やってほしい」たった1つの作業とは？
- ✓ 諸外国では当たり前なのに日本政府が近年やめてしまった規制の数のカウント
- ✓ なぜ辞めてしまったのか、それがどれほど異常なことか問題点を解説

臨時国会が3日、開会した。常に選挙を意識している国会議員がワイドショー化した政治を好むことは仕方がないが、本国会で政府及び国会議員に「最低限やってほしいたった1つの作業」を提起したい。

それは「日本における規制の個数を把握する」という極めて初歩的な作業だ。



PhotoAC

諸外国では当たり前のこと

規制は税金に匹敵するだけの重要な要素として諸外国では扱われている。日本政府が設定する規制は、国民の経済活動や社会活動を制限するものだからだ。

安倍政権や岸田政権の頃は規制改革が政治の議論に上がることもあったが、岸田政権ではほぼ議論の俎上にも上がらなくなった。しかし、だからといって、個々の規制に関する議論だけでなく、規制政策全体のマクロの在り方について何も議論しなくて良いのだろうか。

令和4年11月9日（水）参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 NHK党 浜田聡

出典：SAKISIRU 2022年10月4日記事

そこで、常識的な政策議論をやり直すにあたって、その第一歩として、「日本に規制が何個あるのか？」という基礎的な作業を行うことから始めてほしい。

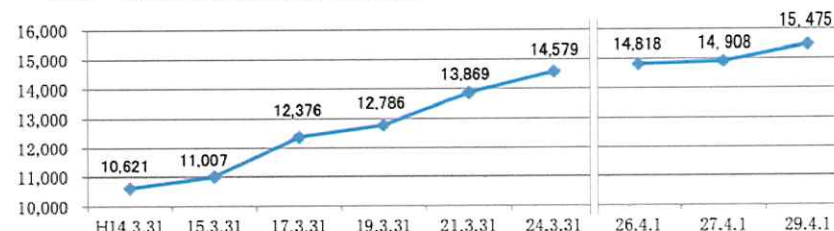
筆者は規制の在り方を見直す規制改革は重要な政策だと思っているが、日本の政治はそのような難しいことを要求できる水準にない。なぜなら、日本の現状はどのような規制が何個あるのかも分からない有様だからだ。

日本政府は昭和60年（1985年）閣議決定で総務庁が各省庁として協力して「許認可等の統一的把握」という書類を毎年作成してきた（途中から総務省行政評価局がその作業を引き継いだ）。これは日本政府が所管する規制数と内容を把握するという基礎資料となってきた。

同資料は日本政府の実態をするためには極めて有用なものだった。

たとえば、俗説では小泉竹中時代に新自由主義改革によって規制が減少したと言われているが、同資料を見れば実際にはほぼ一貫して規制が増加し続けてきたことが分かる。2002年3月には10,621本しかなかった規制は、2017年4月には15,745本、つまり1.5倍にまで数量が増加している。（同時に強力な規制も増加している。）

図表1 許認可等の根拠条項等数の推移



(注) 複数の府省等が関係する許認可等について、平成24年3月31日現在までは、許認可等の処分権者ごとに数えており、25年4月1日現在以降（本表では、26年4月1日現在以降）は、許認可等の根拠法令を所管する府省等ごとに数えている。

出典：許認可等の統一的把握（総務省）

なぜ規制のカウント放棄したのか

規制は甘い汁を吐き出す巨大な利権だ。この規制の数だけ天下りが存在していると言っても過言ではないだろう。

そして、日本国民は規制に伴う膨大な無駄な作業を強いられてきた。これで大幅な経済成長などできるはずもないし、画期的なイノベーションも起きることもない。象徴的な事例としては、途上国ですら広く利用されているライドシェアサービスすら日本に運送業法の規制などによって存在していない。

ところが、日本政府を「規制の個数を数える」という基礎的な作業すら放棄してしまった。

理由は2018年にデジタル・ガバメント実行計画（抄）の閣議決定にある。

同計画では、行政手続等の棚卸の継続・改善の項目の中で次のように述べている。

令和4年11月9日（水）参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 NHK党 浜田聡

出典：SAKISIRU 2022年10月4日記事

“

2017年度（平成29年度）に実施した行政手続等の棚卸は、事実を細かな粒度まで把握するための重要なツールである。内閣官房は、棚卸の結果を年度末までに取りまとめ、オープンデータの形で公開する。また、今後、各府省が行政サービス改革の基盤データとして活用できるよう、内閣官房は、各府省の協力を得つつ、棚卸データの継続的なメンテナンスを行う。

”

そして、実際にデジタル庁が今年に公表した「行政手続等の棚卸結果等の概要」によると、行政手続き自体を各省庁に提出させた結果、総数は64,000件を超えることになった。

公表された手続き数が爆発的に増加したことでより詳細に把握されたデータが公表されたように見える。しかし、同内容はあくまで手続きに関する総数であり、政府の権力行為である許認可等にも限定した数量ではなくなってしまった。



show999/iStock

たとえば、デジタル庁がまとめた「行政手続の数」には、政府と政府、政府と地方自治体の間でやり取りされる資料送付などが含まれており、政府と民間のやり取りには縦覧なども単なる回覧作業が入っている。デジタル庁は規制自体に興味がなく手続作業の単なるデジタル化に興味があったからだろう。

つまり、総務省がまとめた「規制」（民間を縛る法令）も含まれているだろうが、その個数が全く分からなくなる形で作業の引き継ぎが行われてしまったのだ。

参照：[行政手続等の棚卸結果等の概要](#)

令和4年11月9日（水）参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 NHK党 浜田聡

出典：SAKISIRU 2022年10月4日記事

政策の成果も数えられない異常

したがって、日本国民が規制の個数や内容を包括的に把握する方法は消滅した。地味に見えるが、日本において重要な統計データが一つ失われた。

「政府が国民を縛る規制の個数と内容が分からない」、それは国民の代表である国会議員の仕事全体の結果を把握する方法がないことを意味する。

日本の重大問題っぽい問題に対処するフリはもう良いので、国会で議論する前提となる最低限のことからよろしくお願いします。

現状は学校の通信簿として「クラスで目立ったので頑張りました」と、国会議員から国民に自作の通信簿を渡されるようなものだ。日本の政治の政策の成果を定量的に把握するデータがない異常な状況となっている。

おそらく今回の臨時国会においても我々の代表である国会議員たちは「愚にも付かないワイドショー国会」を継続するのだろう。暗澹たる気持ちになる。せめて国会議員は自分たちが作った「日本における規制の個数を把握する」という極めて簡単な仕事だけでもマトモにやってほしい。

令和4年11月9日（水）参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 NHK党 浜田聡

出典：兵庫県西宮市HPより抜粋 令和4年度事務事業評価結果報告書

令和3年度実施事業 令和4年度 西宮市事務事業評価シート

I. 事務事業に関する基礎情報		作成年月日	令和 4年 6月 30日		
事務事業名		事業番号	460103		
担当部署		産業文化局 産業文化総務室 産業文化総務課			
事業課長等		事業開始年度	平成2(1993)年度		
法的根拠 その他(市規則等)	無し	本部	会計 01		
		科目	目名 112 ソフト事務法令等費		
長 の 体 系	政策分野	04	都市の魅力・産業		
	施策分野	06	産業		
	取組内容	01	中小・小規模事業者への産業支援体制の強化		
II. 事務事業の実施概要 (PLAN・DO)					
市内商工業事業者と従業員および市民を対象とした印刷機器の共同利用などのサービスを提供する。 令和3年度で事業を休止。					
対象・受益者	対象	市内商工業事業者と従業員および市民 受益 受益で取入しにくい印刷機器の共同利用などのサービスを提供し、中小企業や商店に対して支援を行う。 (対象をどのような範囲にしたいか)			
実施形態(一部委託の場合はその範囲・内容)	全部委託(外発等)	情報センター運営委託			
市民等との協働の有無(協働の範囲及び内容)	無し				
類似事業の有無(該当する事業及び所管課)	無し				
令和3年度実施内容	■情報センター運営委託事業 印刷機器共同利用・・・中小企業や商店が単独では取入しにくい印刷機器を中心に設置し共同利用に供した。 令和3年度利用・・・パソコンの提供・・・Office 2016 Word、Excel、PowerPoint等)が入ったパソコンプールの貸し出し。 令和3年度利用者数：849人、 令和3年度印刷枚数：219人。				
	■情報センター事業の休止 平成3年度・・・パソコン研修事業、印刷機器共同利用サービス等を開始 平成3年度2月：パソコン研修事業を休止 利用者の減少、多くの民間事業者が研修の事業を廃止による 令和4年2月：印刷機器共同利用サービス等を休止、情報センターを閉鎖 (印刷で様々なニーズに対応できる印刷事業の増加による)				
III. 事業費(コスト)の推移 (PLAN・DO)					
コストの 内訳 単位 千円	区分	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度予算
	事業費	24,893	24,808	26,494	-
	うち委託費(経費) ①	2,239	2,220	2,235	-
	その他事業費(経) ②	22,654	22,588	24,259	-
	正規職員人件費	1,854	1,858	1,895	-
	正規職員従事者数	0.22	0.22	0.22	-
	合計 (A+B) C	26,747	26,666	28,399	-
	国庫支出金	0	0	0	-
	県支出金	0	0	0	-
	地方債	0	0	0	-
	その他	4,001	1,850	1,993	-
	一般財源	22,746	24,816	26,396	-
	コスト削減額	D	100	103	110
加算/減価償却費	0	0	0	-	
加算/譲渡給与引当	100	103	110	-	
(控除)コスト対象外	0	0	0	-	
トータルコスト(C+D) E	26,847	26,769	28,499	-	

令和4年度 西宮市事務事業評価シート

460103

IV. 事務事業の指標 (CHECK)						
活動実績(数)を示す指標名	単位	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	前年比(%)	令和4年度計画
① 開催日数	日	214.0	199.0	214.0	107.5	-
②		-	-	-	-	-
③		-	-	-	-	-



事業の成果や効果を示す指標名(説明)							令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	最終目標値	達成率(%)
① 共同機器利用者数	単位	目標	3,000.0	3,000.0	3,000.0	-	3,000.0	28.3				
	実績	人	2,076.0	816.0	849.0	-	最終目標値	令和3年度				
式・説明 プース利用者等は除く												
②	単位	目標	-	-	-	-	-	-				
	実績		-	-	-	-	-	最終目標値				
式・説明												
③	単位	目標	-	-	-	-	-	-				
	実績		-	-	-	-	-	最終目標値				
式・説明												

V. 事務事業の成熟 (CHECK)		
評価項目	評価内容	評価内容の説明
事業の社会的ニーズ	社会的ニーズはあまりない	低層で様々なニーズに対応できる印刷事業業者が増加している。
	市の関与の妥当性	
成果・有効性	成果の達成状況	目標を大きく下回った
	市民ニーズの傾向	かなり減ることが予想される
	市民満足度	データなし(アンケート調査等を実施していない)
コスト・負担	コストの節減度	ほとんど変わらない
	増減コスト増減見込み	現状どおりで推移
執行方法	受益者負担の適正度	既に現時点で適切な割合が負担されている
	外部委託の可能性	既に委託しており、範囲等の拡大はできない
実施方法の効率性	業務改善を実施しているが、効果が表れていない	情報センター運営業務を外部委託している
成果の達成状況及び評価結果から明らかになった課題事項など ・中小企業や商店等の利用を主目的としていたが、近年は個人利用の割合が増え、事業の大きな目的である産業振興の効果が希薄化している。 ・今後も利用者・使用料の増加は望めない。 ・印刷事業で代替できるサービスが多くあり、行政として事業を継続する必要性は薄れている。		

VI. 今後の改善案 (ACTION)		
基本方針	41	7
事務事業の今後の方針	令和4年度で対応するもの	
	令和5年度以降で対応する予定のもの	
改善・見直し内容		

注記事項
 ① 1) 内訳書(事業分類コードが119、120、121)の場合は、成果指標、活動指標を設定していない。
 2) 経費内訳(事業分類コードが221、223)の場合は、成果指標を設定していない。
 ② 「うち委託費(経費) ①」：令和元年度までは「委託料の人員費」が記載されています。
 ③ 「うち委託費(経費) ②」：令和元年度までは「臨時雇員の人員費」が計上されています。

令和4年11月9日（水）参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会 NHK党 浜田聡

出典：茨城県那珂市HPより抜粋 令和2年度事務事業評価結果

評価対象年度	令和元年度	令和2年度	事務事業評価シート		作成日	令和2年 6月 21日	
事務事業名	広報事業		事業類型	広報紙発行	作成日	令和2年 6月 21日	
担当部署等	企画部 経営広報課	シニアプロモーション推進	記入者氏名	宇佐美 智也	評価日	令和2年 6月 21日	
総合計画体系	基本事業名 3 市民との協働によるまちづくりを推進する		実施計画 対象事業				
予算科目	一般会計	款 02 項 01 目 02	事業名	広報紙発行	収支法令	那珂市情報発信規程	
事業期間	□ 単年度のみ		■ 単年度繰越 (開始年度 年度～)		□ 期間限定複数年度 (年度～ 年度)		
事業概要	【全体概要】市の情報を市民に提供し、市民の市政への理解、関心を深めてもらうため、広報紙を発行する。 【業務内容】広報紙が、広報紙をお知らせ版の発行による市政情報の広報・テレビガイドサービスの提供(休日当番広報)						
1 現状把握の部(DO-シート)							
1-1 事務事業の目的・効果・指標等の整理							
1-1-1 対象(誰、何を対象としているのか)・人の把握状況	1-1-2 対象指標(対象の状況を示す指標)	単位	30年度	01年度	02年度	03年度	04年度
市民	常住人口(実績)	人	53795	53436	53187	52800	52500
2 手段(具体的な事務事業のやり方)	3 活動指標(業務成果の達成率を示す指標)						
広報紙が おしらせ版	広報紙が発行回数	回	12	12	12	12	12
	おしらせ発行回数	回	24	24	24	24	24
	広報紙が総ページ数	ページ	336	272	272	272	272
			0	0	0	0	0
3 意識する成果(この事業によって、何を達成できるのか)・公約	4 成果指標(対象に対する達成率を示す指標)						
市からの情報を周知し、理解してもらい、市政について意見を述べてもらう。さらに、まちづくり活動に参加してもらう。	市の行政情報を広報紙が、おしらせ版で把握している人	%	73.47	66.44	66.44	66.44	66.44
	まちづくり活動に参加した市民の割合	%	38.54	38.36	38.36	38.36	38.36
			0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0
(?) 投入量の推移	単位	30年度(実績)	01年度(実績)	02年度(見込)	03年度(計画)	04年度(計画)	総事業費
人件費	千円	0	0	0	0	0	0
印刷費	千円	0	0	0	0	0	0
委託料	千円	0	0	0	0	0	0
その他	千円	1,842	2,159	0	0	0	0
買入	千円	7,943	8,888	12,433	12,433	12,433	0
事業費計(A)	千円	9,785	9,049	12,433	12,433	12,433	0
人件費計(B)	千円	8,550	8,405	10,360	10,360	10,360	0
投入量計(C)	千円	18,335	17,511	22,793	22,793	22,793	0
(3) 事務事業の現状変化・市民意見	市民に市政情報を伝える手段として定まった。事業の経路は、那珂市広報としての昭和30年6月1日、当時の財政事情、伝達手段等情報を伝えるなど、後世に残る歴史的公文書としての役割もある。						
2 評価の部(SEE) 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価	① 市独自の必要性 ■ 必要である □ 見直しが必要(一時的なものであればOK) 全市町村で発行しており、また発行元が市のため、関与に疑問の余地はない。 ② 広報紙の向上余地 ■ 余地がない □ 余地がある(一時的なものであればOK) 広報紙は自治会経由のほか、公共施設、スーパー(コンビニ・銀行等窓口)に配布と併せ、情報媒体である市ホームページ、SNSによる発行通知、アプリ(マテロ)・いばらきアプリ・ブックなどからも閲覧が可能で、自宅に届かない限り市政情報を入手できる手段を提供している。 ③ 効果測定(効果測定) ■ 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート)						
3 計画の部(PLAN)	① 1次評価(次年度に向けた方向性) ※担当課長、グループ長、担当者が記載 □ 終了 □ 廃止 □ 休止 □ 統合 □ 見直し(改革・改善) □ 継続 □ 見直し(改革・改善) □ 目的の再設定 □ 有効性の改善 □ 効率性の改善 □ 現状維持(現状通りで特に改善改善はない) □ 公平性の改善 改革・改善の具体的な内容(改革案・実行計画) 改革・改善による期待効果 「他市町村事例例、広報紙とおしらせ版を同一の冊子とすることで1ページ当たりの単価を低減していく。」						
② 2次評価(2次評価者として判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善案)) ※担当部長が記載 □ 終了 □ 廃止 □ 休止 □ 統合 □ 継続 (見直し) □ 現状維持 改革・改善の具体的な内容(1次評価者と同様の場合は記入) 「他市町村の例等を参考に、「広報紙」と「広報紙をお知らせ版」の統合について検討する。合わせてマテロ化についても検討する。」							
③ 外部評価(外部評価委員会が判断した今後の事務事業の方向性(改革・改善案)) □ 終了 □ 廃止 □ 休止 □ 統合 □ 継続 (見直し) □ 現状維持							
④ 3次評価(行政評価本部企画課による最終的な方向性を必要とする場合) □ 終了 □ 廃止 □ 休止 □ 統合 □ 継続 (見直し) □ 現状維持							

評価対象年度	令和元年度	令和2年度	事務事業評価シート		作成日	令和2年 6月 21日
事務事業名	広報事業		事業類型	広報紙発行	作成日	令和2年 6月 21日
担当部署等	企画部 経営広報課	シニアプロモーション推進	記入者氏名	宇佐美 智也	評価日	令和2年 6月 21日
総合計画体系	基本事業名 3 市民との協働によるまちづくりを推進する		実施計画 対象事業			
予算科目	一般会計	款 02 項 01 目 02	事業名	広報紙発行	収支法令	那珂市情報発信規程
事業期間	□ 単年度のみ		■ 単年度繰越 (開始年度 年度～)		□ 期間限定複数年度 (年度～ 年度)	
事業概要	【全体概要】市の情報を市民に提供し、市民の市政への理解、関心を深めてもらうため、広報紙を発行する。 【業務内容】広報紙が、広報紙をお知らせ版の発行による市政情報の広報・テレビガイドサービスの提供(休日当番広報)					
2 評価の部(SEE) 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価						
① 市独自の必要性	■ 必要である □ 見直しが必要(一時的なものであればOK) 全市町村で発行しており、また発行元が市のため、関与に疑問の余地はない。					
② 広報紙の向上余地	■ 余地がない □ 余地がある(一時的なものであればOK) 広報紙は自治会経由のほか、公共施設、スーパー(コンビニ・銀行等窓口)に配布と併せ、情報媒体である市ホームページ、SNSによる発行通知、アプリ(マテロ)・いばらきアプリ・ブックなどからも閲覧が可能で、自宅に届かない限り市政情報を入手できる手段を提供している。					
③ 効果測定(効果測定)	■ 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート) 効果測定の方法(アンケート)					
④ 3次評価(行政評価本部企画課による最終的な方向性を必要とする場合)	□ 終了 □ 廃止 □ 休止 □ 統合 □ 継続 (見直し) □ 現状維持					